

令和2年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止強化業務委託 公募型プロポーザル説明書

1 目的、背景

新型コロナウイルスは、人から人へうつることから、感染経路の類型を明確にすることにより、類型に応じた「うつらない」「うつさない」ための対策を講ずることができると考えられる。そこで、本県では新型コロナウイルス感染症にかかる3つの対処方針の一つに「感染経路の類型を明確化し、類型に応じた明確な注意をする」ことを掲げ、感染経路の調査と推定に力を注いできた。

今後、感染拡大防止と社会経済活動を両立させていく中では、県民に、一般的な注意ではなく、類型ごとに個別具体的な注意を発することで、「うつらない」「うつさない」ための行動を促していく必要がある。

そのために、専門家の知見を活用して、感染経路の更に詳細な分析を進め、感染拡大のために類型ごとの効果的な注意事項を検討し、県民に対し、効果的に発信を行うことで、感染拡大防止につながる自発的な行動変容を促す。

2 業務概要

(1) 名称

令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止強化業務委託

(2) 業務の内容

別紙「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止強化業務委託仕様書」に示す内容の業務を実施

(3) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月19日（金）まで

(4) 委託料上限額

19,982,000円

なお、消費税及び地方消費税を含むものとし、消費税及び地方消費税率は10%とする。

3 参加資格等

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者
- (3) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札有資格者名簿の営業種目Q4「検査・分析・調査業務」に登録されている者
- (4) 公告日から過去5年以内に国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する

独立行政法人も含む。) から調査分析業務を受注し、誠実に履行した実績を有している者

(5) ISMS 認証またはプライバシーマークを取得していること。

4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

5 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

(1) 交付場所

奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部記録作成班

〒630-8501 奈良市登大路町30 (県庁主棟3階 地域医療連携課内)

TEL: 0742-27-8075

(2) 交付期間

令和2年10月27日(火)～令和2年11月18日(水)まで

(但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

(3) 交付資料

(1) に示す場所において次の書類を交付します。

- ・公募型プロポーザル説明書
- ・業務委託仕様書
- ・提出様式(様式1～様式9)及び質問票(様式10)

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載します。

(奈良県HPのトップページ→県民情報→県の組織→福祉医療部→企画管理室→新着・更新情報)

6 説明会の開催

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。

7 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	①参加申込書【様式1】 ②事業者概要書【様式2】 ③同種業務の実施実績【様式3】 ※業務の実績については、公告日から過去5年以内に国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)から受託した調査分析業務にかかる契約実績を記載し、実績を証明できる書類(契約書等)の写しを添付すること。 ※ ISMS またはプライバシーマークの認証を証明する書類の写しを提出すること(任意様式)。
提出部数	1部
提出期限	令和2年11月12日(木) 17時まで(必着)
提出方法	持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法によ

	り、期限までに必着すること。
提出場所	〒 630-8501 奈良市登大路町 30 番地（県庁主棟 3 階 地域医療連携課内） 奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部記録作成班 電話:0742-27-8075 FAX:0742-22-2725
その他	提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。

8 質疑及び回答

質問方法	質問がある場合は、「質問票」【様式 10】によりファックスで行うこと。 その際、件名を「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止強化業務に関する質問」とすること。
提出先	奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部記録作成班 （県庁主棟 3 階 地域医療連携課内） FAX:0742-22-2725
質問票提出期間	令和 2 年 1 0 月 2 7 日（火）～令和 2 年 1 1 月 4 日（水）17 時まで
質問への回答	質問に対する回答は、競争上の地位とその他正当な利益を妨げる恐れのあるものを除き、令和 2 年 1 1 月 6 日（金）までに県ホームページに掲載する。この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正と見なす。 ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A 4 片面（必要に応じ A 3 折り込みも可）で提出すること。全 2 0 枚を限度とすること。

【様式 4】企画提案書

【様式 5 - 1】配置要員経歴（総括責任者用）

【様式 5 - 2】配置要員経歴（担当者用）

【様式 5 - 3】要員体制・役割分担（任意の様式可）

【様式 6】業務のスケジュール及び個人情報保護等情報管理体制（任意の様式可）

【様式 7】感染経路の分析・類型化に関する提案（任意の様式可）

【様式 8】注意事項の発信に関する提案（任意の様式可）

【様式 9】見積書（任意の様式可）

（内訳がわかるようにし、消費税込みの金額を記入すること。）

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

（副本には、応募者の名称が推測されるような記載や、用紙の使用はしないこと）

(3) 提出期限

令和 2 年 1 1 月 1 8 日（水）17 時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

(5) 提出場所

〒 630-8501 奈良市登大路町 30 番地 (県庁主棟 3 階 地域医療連携課内)
奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部記録作成班
電話:0742-27-8075 FAX:0742-22-2725

(6) 書類作成上の留意点

[前提となる状況]

本業務は、仕様書中 (1 目的、背景) に記載のとおり、専門家の知見を活用し、感染経路の更なる詳細分析と、その分析にもとづく類型設定を行い、類型毎に個別具体的な注意喚起を県民等に対し発して、県民の自発的な行動変容を促し、感染拡大防止を図るものである。

【様式 5 - 3 関係】

- ・業務の実施体制、実施内容、担当者間の役割分担を具体的に記載すること。

【様式 6 関係】

- ・個人情報等の管理上の効果的な対策や個人情報保護に対する従業者への効果的な研修対策 (計画) について記載すること。

【様式 7 関係】

・上記前提状況を踏まえ、より有効な類型設定及び注意喚起を行うためには、現在県が有している情報 (仕様書中 (3 委託業務の内容) に記載) をもとに、どのような分析を実施することが有効か提案すること。提案にあたっては、その分析を類型設定や注意喚起にどのように活用するか具体的に説明すること。

・また、県が設定した類型について、より効果的な注意喚起とする視点から見直しを行い、代替案 (新類型の案も含む) を提案すること。(県が設定した類型については、以下のとおり県ホームページに掲載)

[県HP：県民情報→緊急情報ページ→奈良県対処方針と9月補正予算案 (令和2年9月1日) →資料全文 (pdf) (p7~p19)]

【様式 8 関係】

・上記前提状況及び【様式 7 関係】による提案を踏まえ、県民に広く浸透するような注意事項の発信方法を提案すること。提案にあたっては、類型毎に具体的な注意事項を発信するにあたり、発信する注意事項が県民等の「うつらない」「うつさない」行動につながるようどのような内容とするか、以下の点について留意して具体的に提案すること。

- ① 発信の手段 (小冊子、ポスター、SNS、ホームページ等) について、具体的にどのような手段で県民に周知するか提案すること。なお、紙媒体での発信は必須とし、仕様書中 (3 委託業務の内容) (2) 記載の想定条件を参考に、その規格や部数、配布方法等については参加者が提案すること。

- ② 発信する注意事項のデザインやメッセージの内容・表現について、どのような視点・手法で作成するか提案すること。

【様式 9 関係】

- ・見積りに当たっては、各業務の内訳が分かるようにし、金額は消費税及び地方消費税込みの金額を記入すること。消費税及び地方消費税率は10%とする。
- ・委託上限額 19,982,000円を超えないこと。

(7) その他

- ・提案は、各応募者1案とする。
- ・文字の標準サイズは、10 pt とする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは8 pt までとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ・書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ・提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開にしない。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴い、出社ができない等の理由により、本説明書中7、8及び9に規定する参加申込書、質問票及び企画提案書に関し、それぞれ定める提出期限までに代表者印の押印ができない場合は、代表者印の押印がない書類の提出も可とする。この場合は、押印できない理由を可能な限り具体的に記した理由書（任意様式）を併せて提出すること。

10 企画提案書の審査

審査方法	<p>提出された企画提案書等について、企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。</p> <p>①審査予定日：別に通知する日時（令和2年11月下旬頃を予定）</p> <p>②実施方法：シスコシステムズの WebEX を用いてリモートでのプレゼンテーションを実施。</p> <p>※プレゼンテーションに係る通信費その他費用は企画提案者の負担とする。</p> <p>③時間：1提案者あたりの説明時間は30分を予定し、内訳は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">プレゼンテーション15分</p> <p style="padding-left: 40px;">質疑応答：15分</p> <p>④出席者：プレゼンテーションへの参加は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。</p> <p>⑤その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする（追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。）</p>
------	--

審査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する(別表)。 ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。 ・提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。
審査結果	決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別の審査結果については公表しない。
失格事項	<p>提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3に示した参加資格要件が備わっていないとき。 ・参加資格確認資料または企画提案書に虚偽または不正があったとき。 ・提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。 ・一以上の審査項目についての記載がなかったとき。 ・委託上限額を超える見積書が提出されたとき。 ・プレゼンテーションに不参加のとき。 ・その他不正な行為があったとき。

11 業務委託契約の締結について

- (1) 上記10により特定された者は、速やかに県と本業務にかかる契約を行うこと。特定された者が正当な理由なく遅延した場合は特定を取り消すことがある。
- (2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付(契約金額の10%以上)が必要となる。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。
- (3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において、各審査委員の得点の総計が満点の6割以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が5割以上であった場合に限る。
- (4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

12 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)

が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）～（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）～（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、県が当該契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

13 留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託者と県と協議を行い、県が決定する。

【参考】

企画提案公募スケジュール

時 期	内 容
令和2年10月27日（火）	公告
令和2年11月 4日（水）	質問受付〆切
令和2年11月 6日（金）	質問回答
令和2年11月12日（木）	参加申込期限
令和2年11月18日（水）	企画提案書提出〆切
令和2年11月下旬 頃	プレゼンテーション審査の開催（予定）